

『岐阜県文化財保存活用大綱』に基づく文化財の保存・活用の推進

策定の趣旨

文化財の保存・活用に関する課題

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化

- ・担い手の不足
- ・災害の多発
- ・専門人材の不足 等

各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等

文化財保護法の改正（H31.4.1施行）

- ◆ 都道府県は、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化した『文化財保存活用大綱』を策定することができる。
- ◆ 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な『文化財保存活用地域計画』を作成することができる。

中長期的な観点から、
保存・活用のための取組みを計画的・継続的に実施

地域全体による、
文化財の次世代への継承に向けた取組みの促進

文化財の保存・活用に関する基本的な方針

文化財を知り、守り、育て、
地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす

- | | |
|-------|--|
| 「知る」 | 文化財の正確な把握、文化財の情報発信、文化財の魅力に触れる機会の充実 |
| 「守る」 | 保護の徹底、デジタルアーカイブ化、災害を見据えた体制づくり、県補助金の充実 |
| 「育てる」 | 担い手育成、専門人材の育成・充実、県民参加の促進、学校教育・社会教育との連携 |
| 「活かす」 | 人づくりへの寄与、まちづくりの推進、観光振興との連携の促進 |

概要

（１）文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- ◆ 文化財の正確な把握、県民への文化財の情報発信
 - ・所有者等や所在、保存状態等の現状を正確に把握するために調査を推進する。
 - ・文化財の情報を適切に提供するため、HPやパンフレット等の充実を図る。
- ◆ 担い手・専門人材の育成、県民参加の促進、学校教育等との連携
 - ・文化財保護活動等の担い手となる人材を育てるための講座等を継続実施する。
 - ・伝承教室や祭り行事の支援を通じ、文化財の保存・活用への県民参加を促進する。
 - ・学校教育等の場を通じて、文化財の理解を深め、愛着を育む取組みを推進する。
- ◆ 観光・まちづくり等との連携促進
 - ・文化財を観光資源として有効に活用し、情報発信や観光誘客を図る。
 - ・地域の歴史資源や文化財を活かした地域の魅力づくりや人材育成を支援する。

（３）防災・災害等への対応

- ◆ 県・市町村・関係団体等が連携した体制の整備
 - ・関係者間の連携を深め、文化財が被災しにくい環境づくりを進めるほか、発災時における被害の最小化を図るため、被害報告、被災文化財の対策を推進する。

（２）市町村への支援の方針

- ◆ 市町村が行う保存・活用に関する取組みへの支援
 - ・市町村ニーズを適切に把握し、国との連絡調整や事業実施に関する協議、補助金申請等に係る技術的な支援を確実に行う。
 - ・文化財に関する有識者として県に登録した「文化財エキスパート」を活用し、市町村が抱える課題に対して指導・助言するほか、講演会・相談会を実施し、市町村における文化財の計画的な保存・活用を促進する。
- ◆ 市町村の『文化財保存活用地域計画』作成に対する支援
 - ・市町村の地域計画作成に対する相談・助言のほか、作成のための協議会等への参加、文化庁との連絡調整等の支援を行う。

（４）文化財の保存・活用の推進体制

- ◆ 県の推進体制
 - ・より積極的に保存・活用を進めるため、関係する各部局で連携して取り組む。
- ◆ 関係団体との連携
 - ・県内各団体や県民ボランティアと連携し、より広い視点から保存・活用を図る。

計画期間

本大綱の期間は設けないが、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。